

令和7年(ワ)第2263号 除名処分無効確認等請求事件

原告 木原 功仁哉

被告 日本誠真会 外1名

証拠説明書 1

令和8年4月14日

神戸地方裁判所第4民事部合議B係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 勝 部 環 巖

同 本 荘 振 一 郎

同 太 田 和 磨

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙1	「祖国再生同盟」ホームページ 写し	令和8年4月8日(印刷日)	祖国再生同盟	原告は甲7の肩書にも自ら記載しているとおり政治団体「祖国再生同盟」の代表であるところ、本件処分によっても同身分を失うことはなく同団体において自らの理念・思想に基づき支障や制限なく引き続き政治活動を行うことが可能であること。
乙2	契約情報 写し	令和7年11月4日	株式会社ツールラボ	原告は、令和7年11月4日に入党申込手続を行うまで黨員として登録されておらず、党費も支払っておらず、黨員ではなかったこと。